

集合住宅にお住まいの皆さん あなたの住所に住宅名と居室番号は 入っていますか？

アパートやマンション等の集合住宅にお住まいの人の住民票の住所には、住宅名や居室番号の記載をしています。これらが無い場合、複数の世帯が同じ住所に在るため、郵便物が誤って届いたり、手元に届かないなどのトラブルが発生します。

今年の10月から、国民の利便性の向上や行政の効率化の推進のため、国民一人ひとりに12桁の番号「マイナンバー」が付番されます。（マイナンバーは「社会保障」「税」「災害対策」の手続きの際に必要な重要な番号です。）

マイナンバーは、あなたの住民票の住所に通知されます。個人の重要な番号を正しく受取るためにも、住所に住宅名と居室番号を表示し、間借人がある場合は、「何某方」と方書を登録しましょう。

※市民課では、集合住宅にお住まいの人に、戸別に住宅名と住居番号の記載をお勧めするお知らせをしています。ご不明なところは、市民課【☎0837(52)5230】までお尋ねください。

住民票の写し・戸籍謄本等の不正取得防止のために！ ご存知ですか？「本人通知制度」

住民票の写し・戸籍謄本等を第三者に交付した時、事前に登録をされた人に対しその事実をお知らせする「本人通知制度」を実施しています。戸籍等の交付事実を本人が早期に知ることにより、不正請求であった場合の早期発見が可能となり不正請求の抑止や不正取得による個人の権利の侵害防止の効果が期待できます。

○登録できる人

- 美祢市に住民登録をされている（いた）人
- 美祢市の戸籍に記載されている（いた）人

○登録手続きに必要なもの

1. みとめ印
2. 登録する人の本人確認できる書類（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等官公署の発行した証明書や健康保険証など）

※詳しい内容や、代理人又は法定代理人が申し込む場合は、市民課までお問い合わせください。

問合せ先 市民課【☎0837(52)5230】

美東総合支所総合窓口課【☎08396(2)5004】

秋芳総合支所総合窓口課【☎0837(62)1910】

耐震診断及び耐震改修に関する補助制度について

市では、既存建物の地震に対する安全性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に着工された建物の耐震診断、耐震改修事業を実施しようとする人に対して、診断員の無料派遣や、事業に要する費用の一部の補助を行います。

1. 補助内容について

	補助対象 ※1	項目	募集戸数 ※2	補助率	限度額
木造住宅	一戸建て木造住宅	耐震診断	10戸	耐震診断員の無料派遣制度を実施 ※3	
		耐震改修	1戸	2/3	30万円
多数利用建築物	以下の建築物で一定規模以上のもの 病院・診療所・幼稚園・保育所・小中学校・ 高等学校・社会福祉施設等	耐震診断	1戸	2/3	100万円
緊急輸送道路沿道建築物	震災時に発生する緊急輸送を円滑に実施するために必要な道路（緊急輸送道路）の沿道の建築物で、倒壊により道路を閉塞する恐れがあるもの（木造住宅を除く）	耐震診断	1戸	2/3	100万円

※1：市内にある昭和56年5月31日以前に着工されたもの

※2：申請受付期間内であっても募集戸数の上限に達した場合は受付終了となる場合があります。

※3：一戸建て木造住宅の耐震診断については、無料で耐震診断員を派遣しています。

2. 補助対象者

- 上記住宅・建築物を所有する人
- 市税を滞納していない人
- その他

3. 募集期間

6月1日（月）～9月30日（金）

問合せ先 建設課【☎0837(52)1116】

美祢来福センター

で楽しく学びませんか？

美祢来福センターでは、いろいろなサークルが活動しています。
サークル活動に興味のある人は、下記までご連絡ください。

サークル名	内 容	活動曜日	活動時間
山口柱気の会	気功練功及び講義	毎週水曜日	9時～12時
来福倶楽部	パッチワーク・手芸一般	第2・4火曜日	13時～17時
ノコフラ・オハナ来福台	フラダンス	毎週土曜日	13時～16時
謙友岳風会(伊佐教場)	詩吟・民謡	第2・4水曜日	19時～22時
草月フラワー教室	生け花・アレンジ	第3土曜日	13時～16時
一葉流いけばなサークル	生け花	第4水曜日	19時～21時
ジャザサイズ	健康づくり	毎週金曜日	10時～11時 20時～21時 ※午前は託児可能(要予約)
美祢TTC	ラージボール卓球	毎週火曜日	19時～22時
来福台卓球クラブ	卓球	毎週日曜日	13時～16時
さくら会五月教室	銭太鼓	第1・3火曜日	10時～12時
さくら会美祢教室	銭太鼓	第2・4火曜日	10時～12時

問合せ先 美祢来福センター(☎0837(52)5338) 生涯学習スポーツ推進課(☎0837(52)5261)

労働保険の年度更新手続等について 一お知らせ

◎年度更新の手続について

労働保険に係る平成26年度分の確定保険料と平成27年度分の概算保険料の申告・納付手続は6月1日(月)から7月10日(金)までの間に行ってください。

◎電子申請、電子納付について

電子申請を行うこともできます。また、申告書を電子申請した場合には電子納付を行うこともできます。詳細については、電子政府の総合窓口
[☞<http://www.e-gov.go.jp/>] をご覧ください。

◎申告書受付相談会の開催日程(各会場とも10時～15時まで受付を行っております。)

地 区	月 日	会 場	所 在 地
美 祢	6月23日(木)	美祢市民会館 第1会議室	美祢市大嶺町東分326-1
秋 吉	6月25日(土)	秋吉公民館 1階講義室	美祢市秋芳町秋吉5353-1

問合せ先 山口労働局労働保険徴収室(☎083(995)0366) [☞<http://yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>]
※6・7月の2か月間、山口労働局労働保険徴収室に、労働保険手続に係る電子申請体験コーナーを設置しています。

6月第2週(6月7日から13日)は危険物安全週間です。

この機会を通じて、危険物の貯蔵又は取り扱いに従事する人をはじめ、一般家庭においても危険物に対する理解を深め、事故を起こさないよう正しい取扱いや保管に努めましょう。

危険物の安全な保管・取り扱いのポイント

- ①保管・取り扱い場所では火気を使用しない。
- ②容器は適切なものを使用する。
- ③周囲は常に整理整頓し、不要なものを置かない。
- ④容器は転倒、転落しないようにする。
- ⑤高温になる場所に置かない。
- ⑥スプレー類は火災に向けて噴射しない。
- ⑦使用前に注意事項をよく読み正しく取り扱う。



「無事故へと気持ち集中 はっけよい」 ～平成27年度危険物安全週間推進標語～

問合せ先 消防本部予防課(☎0837(52)2286)